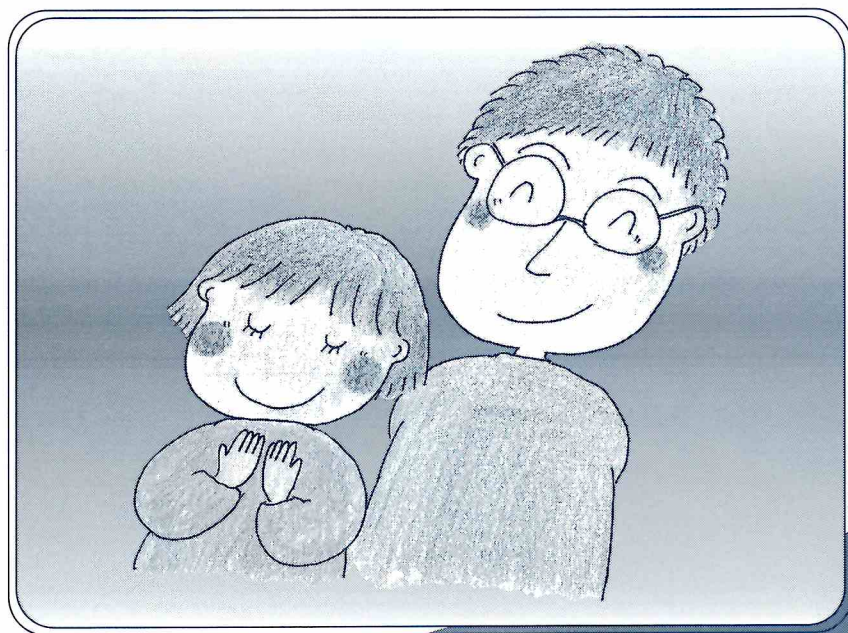


特別支援教育指導資料

令和4年度改訂版

特別支援教育 ハンドブック



札幌市教育委員会

SAPP
RO

はじめに

近年、障がいがある子どもたちをめぐる動向として、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級だけでなく、幼稚園や小学校、中学校、高等学校などの通常の学級においても、発達障がいを含めた障がいのある子どもたちが学んでいます。そして、特別支援教育の対象となる特別な教育的支援を必要とする子どもの在籍数は年々増加傾向にあります。

国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、本条約の趣旨を踏まえた制度改正を行うとともに、令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告の中で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のさらなる進展の必要性が示されたところです。

本市においては、「札幌市教育振興基本計画」に基づき、特別支援教育の基本理念をより一層普及・啓発するとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に自己実現を目指す共生社会に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、連続性のある多様な学びの場の整備と、関係機関との連携等による切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ることを目指しております。

このような状況を踏まえ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を各学校においてより一層推進していくことができるよう、このたび特別支援教育ハンドブックを改訂することといたしました。

このハンドブックが、たくさんの教職員の皆様に活用され、一人でも多くの子どもたちへの適切な支援に生かされることを期待しております。

目 次

I 特別支援教育について

1 すべての学校・すべての学級で行う特別支援教育	1
(1) 特別支援教育の理念	1
(2) 特別支援教育の現状	1
(3) 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正	2
2 札幌市の特別支援教育	3
(1) 札幌市教育振興基本計画について	3
(2) 多様な学びの場	3
3 札幌市学びの支援委員会	4
(1) 教育相談と就学相談	4
(2) 具体的な就学相談の流れ	5
(3) 学校における就学相談について	6
4 校内学びの支援委員会	7
(1) 校内学びの支援委員会の目的	7
(2) 校内学びの支援委員会の業務	7
(3) 特別支援教育コーディネーターの役割	7
5 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用について	8
(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画について	9
(2) サポートファイルさっぽろについて	9
(3) 個別の教育支援計画の作成について	10
(4) 個別の指導計画の作成について	12
(5) 校務支援システムにおける個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について	12
6 特別支援学校高等部への進路指導について	15
(1) 受検までの流れ	15
(2) 知的障がい特別支援学校高等部について	16
7 医療的ケアが必要な幼児児童生徒について	18
(1) 医療的ケアとは	18
(2) 医療的ケア児とは	18
(3) 札幌市における医療的ケアの実施について	18
(4) 教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲	18

Ⅱ 特別支援学級及び通級指導教室における教育

Ⅰ 特別支援学級における教育	19
(1) 特別支援学級担任の役割	19
(2) 特別支援学級の指導	20
(3) 交流及び共同学習について	21
(4) 校内リソースの一つとしての支援	22
(5) 特別支援学級担任による校内支援	22
(6) 教育課程を編成する内容と指導形態	23
(7) 自立活動の指導について	24
(8) 教育課程編成に関する届出(B表2の1)	25
(9) 教科用図書の使用	33
(10) 諸届	37
(11) 指導要録、出席簿、卒業証書台帳、指導要録抄本について	40
 Ⅱ 通級指導教室における教育	 52
(1) 通級による指導	52
(2) 教育課程上の取扱い	52
(3) 指導内容	53
(4) 指導時間	53
(5) 通級による指導の実施形態・指導方法	54
(6) 通級指導教室の指導内容	55
(7) 通級指導教室の業務	57
(8) 在学校の業務	58
(9) 通級指導開始までの経路図	58
(10) 通級による指導に係る諸届	58
(11) 学校の留意事項 Q&A	59
(12) 各種様式	61
(13) 通級指導実施要綱	65

※本手引では、「害」の字を「がい」と平仮名標記していますが、引用文については、「害」のまま標記しています。
また、字体については、「UD(ユニバーサルデザイン)フォント」を使用しています。「UD フォント」は、校務支援機にて使用することが可能です。

I 特別支援教育について

1 すべての学校・すべての学級で行う特別支援教育

(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

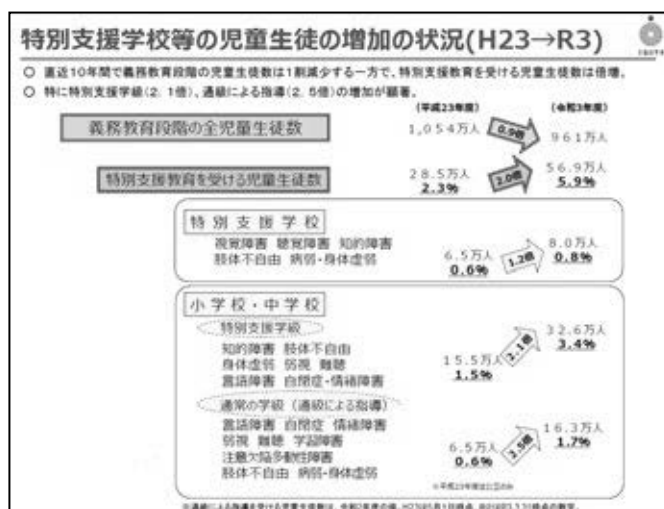
さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(引用：文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日)

(2) 特別支援教育の現状

直近10年間の義務教育段階の児童生徒数が約100万人(1割)減少する一方で、特別支援教育の対象となる児童生徒数は約28万人増加しており、ほぼ倍増しています。

特別支援学校だけでなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校において発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が学んでおり、文部科学省が令和4年に実施した通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにした調査では、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされる小中学校の児童生徒が、8.8パーセント程度の割合で通常の学級に在籍している可能性が示されており、より一層の校内における支援体制の充実が求められています。



引用：文部科学省「令和4年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議資料」

(3) 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准しました。同条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる※1「合理的配慮(Reasonable Accommodation)」や、教育に関しては※2「インクルーシブ教育システム(Inclusive Education System)」等の理念を提唱する内容となっています。

※1 「合理的配慮」とは、障がいのある子ども及び保護者から、教育内容・方法、支援体制、施設設備についての相談があった場合に、障がいのある子どもの性別、年齢、障がいの状態に応じ、学校等に過重な負担のない範囲で参加の機会を確保するための変更・調整を行うことです。

札幌市教育委員会では、障がいを理由とする差別の解消に向けて、「障害者差別解消法 札幌市学校職員における対応要領」「別冊 取組集」を作成していますので、こちらを参考にしながら、学校等の関係者全体で適切な対応を進めていただくようお願いします。



「障害者差別解消法
札幌市職員における対応要領」



「別冊 取組集」

「障害者差別解消法 札幌市職員における対応要領」

URL:https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/tokubetsushien_handbook.html

学校における合理的配慮提供のプロセス



※2 「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

引用:文部科学省:平成 24 年「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

我が国では、平成 18 年に教育基本法、平成 19 年に学校教育法、平成 23 年に障害者基本法の改正が行われ、障がいのある子どもの教育に関する各般の取組が進められてきました。

また、平成 28 年 4 月 1 日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。))が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに同法に基づき、関連して「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 27 年文部科学省告示第 180 号)が示されました。

このように、我が国では、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を更に推進していくために、制度改正が行われてきたところです。

さらに、令和 3 年 1 月には、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方などの検討を行ってきた有識者会議の報告が取りまとめられました。

本報告においては、特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障がいのある子どもの教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられました。

これにより、障がいの有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしています。

連続性のある多様な学びの場



学びの場を固定的に考えるのではなく、その時点での子どもの教育的ニーズに応じた学びの場を検討。

2 札幌市の特別支援教育

(1) 札幌市教育振興基本計画について

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指し、平成 26 年に「札幌市教育振興基本計画」を策定しました。

その後、令和 5 年までの 5 年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン(後期)」を策定することに伴い、平成 31 年に改訂して、特別支援教育についても事業・取組を進めています。

現在は、「(仮称)第 2 期札幌市教育振興基本計画」の策定に向けて検討を進めているところです。



(2) 多様な学びの場

通常の学級

通常の学級においては、発達障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた支援・指導を行います。

通級指導教室

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を受ける教室です。

札幌市では、言語障がい(ことばの教室)、難聴(きこえの教室)、弱視(ひとみの教室)、発達障がい(まなびの教室)に対応しています。

特別支援学級

札幌市では、現在、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級を小・中学校に設置しています。

特別支援学校

札幌市には、道立と市立の特別支援学校があります。札幌市が設置している特別支援学校は、下記に示した 5 校です。

「札幌市の特別支援教育の状況」 URL:<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/jyokyo.html>



○札幌市立特別支援学校(5校)

学 校 名(設置部)	種 別	所 在 地	電 話 番 号
市立札幌山の手支援学校 (小学部、中学部、高等部)	病 弱	063-0005 西区山の手 5 条 8 丁目 1 番 38 号	611-7934
市立札幌豊成支援学校 (小学部、中学部)	肢体 不自由	005-0030 南区南 30 条西 8 丁目 1 番 50 号	583-7810
市立札幌北翔支援学校 (小学部、中学部、高等部)	肢体 不自由	063-0831 西区発寒 11 条 6 丁目 2 番 1 号	668-5161
市立札幌豊明高等支援学校 (高等部)	知的 障がい	002-8034 北区西茨戸 4 条 1 丁目 1 番 1 号	774-2222
市立札幌みなみの杜高等支援学校 (高等部)	知的 障がい	005-0012 南区真駒内上町 4 丁目 7 番 1 号	596-0451

3 札幌市学びの支援委員会

札幌市学びの支援委員会は、札幌市に在住している障がいのある幼児児童生徒に対して、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学相談において、障がいの程度や状態の把握、教育上必要な支援の内容や合理的配慮の観点、就学先の違いによりどのように教育資源等を活用できるかなどについて、委員や児童生徒の在籍学校からの意見聴取及び意見交換を行います。

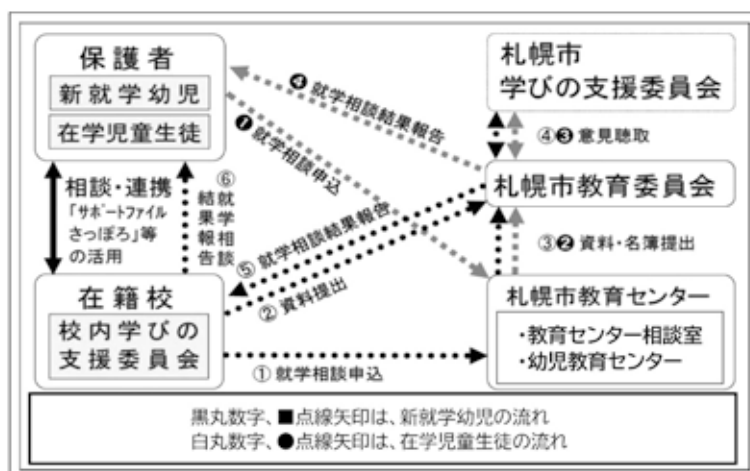
意見聴取及び意見交換は、事前に教育センターでの教育相談を十分に行った上で、学校教育法施行令第22条の3、文部科学省「第756号通知」のほか、札幌市教育センターや関係機関から収集した関係資料等に基づき総合的な観点から行います。

(1) 教育相談と就学相談

教育相談とは、札幌市教育センター等において、保護者等の心配に応じ、対象となる子どもへの教育的対応等について話し合うなどの相談です。就学相談とは、札幌市学びの支援委員会によって、子どもの教育内容や学びの場等について意見交換等を行う相談となります。教育相談と就学相談は、実施の意図が異なりますので留意が必要です。

なお、就学相談の申込は、事前に教育センター等での教育相談を受けることと、校区の特別支援学級や特別支援学校等での見学・相談を受ける必要があります。

【就学相談経路図】



※経路図では、学校から札幌市学びの支援委員会の窓口である札幌市教育センターへ申し込む流れになっています。

※新就学の際の教育相談・就学相談については、幼児教育センターで対応しています。

就学相談に至る過程では、保護者からの相談や担任の気づきから、子どもの困りに対する認識を共有し、将来の自立や社会参加に向けて、どのような教育的ニーズがあるかについて保護者と共通理解を図ることが重要です。保護者が、子どもの障がいを受容するまでには期間を要することもありますので、校内学びの支援委員会が関係機関等と連携を図っていくことが大切になります。

- ① 保護者から教育センター教育相談室・幼児教育センターに教育相談の申込みをします。
- ② 教育センターでの十分な相談を経てから、保護者は就学相談の申込みをします。

保護者の就学相談申込みの際に同意を得て、教育委員会は学校等に対して資料の提出をお願いしています。園や学校は、右図などの様式を参考にして、「生活」「コミュニケーション」「学習」「集団での様子」「就学に係る特記事項」等、それぞれの欄に記載する内容を検討し、適切に作成する必要があります。

③ 学びの支援委員会において、部会別の書類による意見聴取・意見交換を行います。または、就学相談申込者が在学児童・生徒の場合、必要要件を満たす場合は、学校における就学相談を行います。

④-1 就学相談結果を保護者へ通知します。

④-2 面談による状況把握が必要との意見結果が出た場合は、面談による意見聴取を行い、その意見を保護者に通知し、教育委員会が就学措置を行います。

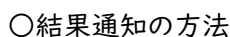
⑤-1 保護者が意見結果に対し異議がない場合は、意見結果に沿って就学手続きを行い、教育委員会が就学措置を行います。

⑤-2 保護者が意見結果に対し異議があり、かつ、面談による意見聴取を拒否する場合は、教育委員会が保護者に対し意見結果の経緯等を説明し、意見結果に納得してもらった上で就学措置を行います。

⑤-3 保護者が意見結果に対し異議があり、かつ、面談による意見聴取を希望する場合は、面談に面談後の意見結果を説明し、意見結果に納得し

⑤-4 意見結果の内容に関わらず、保護者が面談で

がある場合は、面談による意見聴取を行い、面談を行います。

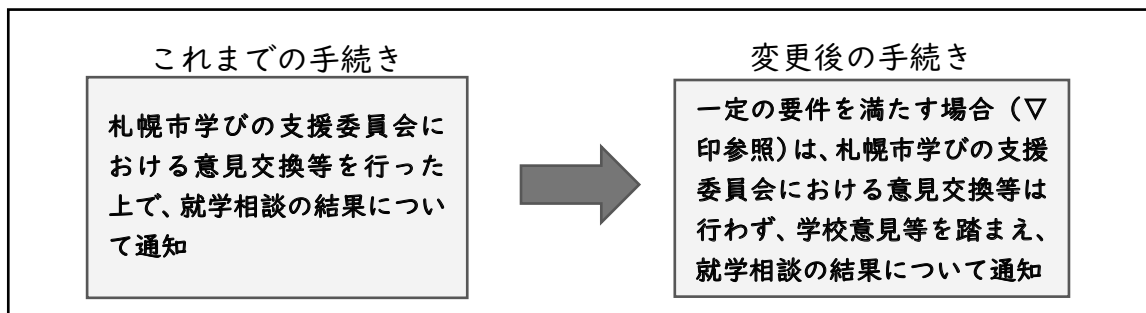


- 5 –

(3) 学校における就学相談について

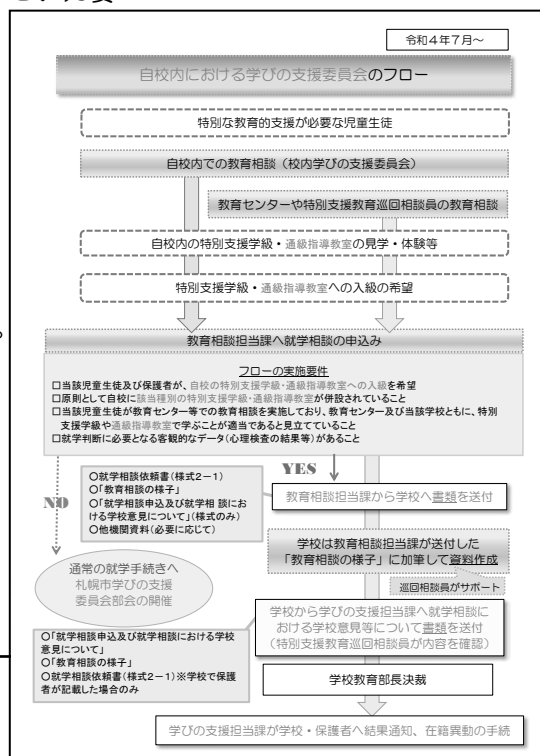
特別支援学級及び通級指導教室等の学びの場を希望する児童生徒の転学等に当たり、より円滑な学籍の異動や通級指導の開始が進むよう、自校の特別支援学級や通級指導教室の利用を希望する児童生徒については、一定の要件を満たす場合の手続きを変更しました。

(参照:令和4年6月6日付け札教推第 619 号・札教相 97 号通知「就学相談に係る手続きの変更について」)



▽ 対象となる児童生徒については下記の要件を満たすことが必要

- ① 当該児童生徒及び保護者が、自校に設置している特別支援学級及び通級指導教室への入級や通級を希望していること。
- ② 当該児童生徒が、教育センター等での教育相談（特別支援教育巡回相談員による教育相談を含む）を実施しており、望ましい学びの場についての見立てが教育センター等及び当該学校で一致していること。
- ③ 就学に係る判断に必要なとなる心理検査の結果等があること。
- ④ 自校に②における見立てと同じ障がい種別の特別支援学級及び通級指導教室が設置されていること。



就学相談に係る留意事項について

各学校における教育相談や学級見学等を実施する際は、保護者に対して、以下の点に留意し、就学先の決定に向けた適切な情報提供を行うようにしてください。

- 1 保護者との教育相談などを行う場合には、担任だけではなく、可能な限り管理職や特別支援教育コーディネーターが同席し、学校として対応する。
- 2 児童生徒にとって望ましい教育措置の判断（特別支援学校及び特別支援学級等）について、札幌市学びの支援委員会の意見に基づき教育委員会が判断することとなるため、保護者から質問等があった際には、その旨を伝えるようにする。
- 3 特別支援学級についても校区が定められていることから、就学に係る教育相談や見学に当たっては、校区の特別支援学級において実施するようにする。

■実例 次年度新就学児童の保護者が特別支援学級（以下、「特学」という。）を見学した際に、面談した特学担任が「お子さんは特別支援学校相当の子ですね。」と保護者に言った。

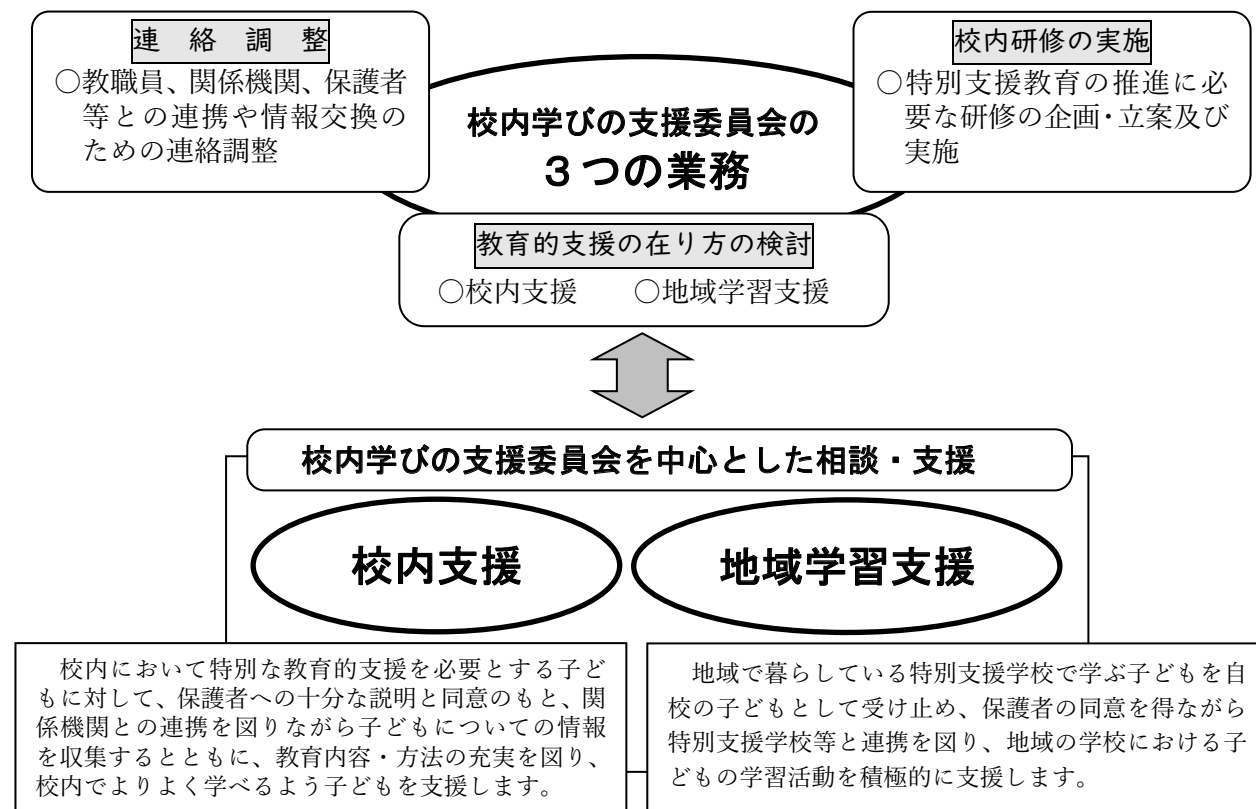
Point: 子どもの教育措置は、就学相談（札幌市学びの支援委員会）の意見に基づき教育委員会が判断するものであり、望ましい教育措置等について学校が保護者に伝えることはできません。同様に「特学の子ですね。」などと伝えることも不適切な対応となりますので留意が必要です。

4 校内学びの支援委員会

(1) 校内学びの支援委員会の目的

特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的として設置されています。

(2) 校内学びの支援委員会の業務



(3) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援を学校全体として推進することができるよう、「校内学びの支援委員会」の業務を円滑に推進するための企画・立案や連絡調整を行うことが役割となります。

企画・立案や連絡調整の内容例

〈校内において〉

- 校内学びの支援委員会やケース検討会議の開催
- 担任への支援や相談
- 校内研修の実施
- 特別支援教育巡回相談員やスクールカウンセラー等との連携

〈外部の関係機関等と〉

- 関係機関からの情報収集・整理
- 関係機関等への相談

〈保護者に対して〉

- 保護者からの相談への対応や保護者との連携
- 校内全ての保護者に対する特別支援教育の理解啓発

「校内学びの支援委員会・特別支援教育コーディネーターハンドブック」
(平成28年度改訂)

「札幌市特別支援教育コーディネーターハンドブック」

URL: https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/tokubetsushien_handbook.htm



5 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用について

特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの状況等に応じて、適切な指導を行うためには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用していくことが大切です。

平成29・30・31年には、学習指導要領が改訂され、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用について次のとおり示されました。

「障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成に当たっては、下記のとおり取組を進めていく必要があります。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| ○通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けていない） | → <u>作成し、活用することに努める</u> |
| ○通級による指導を受ける児童生徒 | → <u>作成し、効果的に活用する</u> |
| ○特別支援学級に在籍する児童生徒 | → <u>作成し、効果的に活用する</u> |



- ※通級による指導を受けている児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒については**全員作成**します。
- ※通級による指導を受ける児童生徒については、通級指導校と連携を図りながら**在学が作成**します。

また、個別の教育支援計画を作成することについて保護者の同意は必ずしも必要とはしませんが、**保護者と十分相談**した上で、計画を作成することが大切です。

なお、関係機関との情報共有や進学・転学先への引継の際は、表1のとおり保護者への同意が必要となるので留意してください。

（表1）個別の教育支援計画に係る同意の必要の有無について

	保護者・本人の同意
作成	必ず必要ではない
関係機関との情報共有	必要
進学・転学先への引継	必要

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画について

個別の教育支援計画

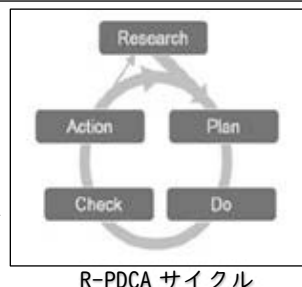
「個別の教育支援計画」とは、障害者基本計画（平成14年12月）に規定された「個別の支援計画」のうち、教育機関が中心となって作成するものをいいます。子どもの障がいの状態等に関わる情報を障がいのある子どもに関わる様々な関係者が共有化できるよう、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて、比較的長い期間で計画が作成されるものです。

また、「個別の教育支援計画」は、本人や保護者が主体的に活用することが望ましいことから、作成に当たっては、子ども一人一人のニーズを的確に把握するとともに、保護者の意見を取り入れながら、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内学びの支援委員会で作成することになります。

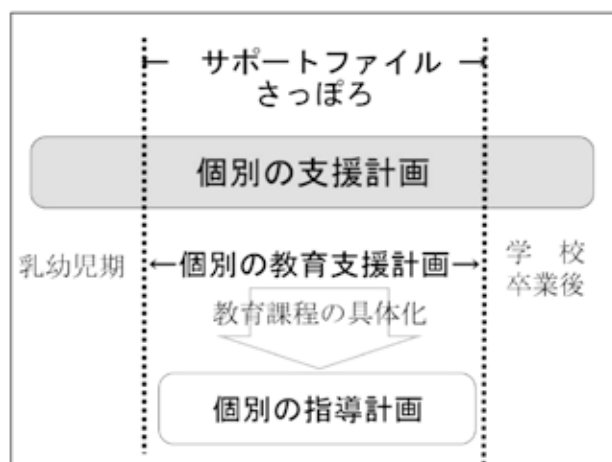
個別の指導計画

「個別の指導計画」とは、個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階等の的確な把握に基づき、適切な指導目標を設定し、適切な指導を行うことができるよう、一人一人の指導目標や指導内容・方法の明確化を図り、教育課程を具体化したものです。

個別の指導計画の作成とその活用に当たっては、教育的ニーズの把握（Research）を基に、計画の作成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のマネジメントサイクルに基づきながら活用することが大切です。



(2) 「サポートファイルさっぽろ」について



個別の教育支援計画と個別の指導計画の関連図



平成29年1月より
「個別の教育支援
計画」の基本様式
としています。

校務支援システムにて、「サポートファイルさっぽろ」のテンプレートをダウンロードして使用することができます。

※P13 参照

■「サポートファイルさっぽろ」の内容は、保健福祉局のホームページ（障がい保健福祉部）からダウンロードすることができます。

URL: <https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/hattatu/supportfiles.html>



サポートファイルさっぽろの各シートについて

- I フェイスシート
- ・お子さんのことについて
 - ・緊急連絡先、家族構成
 - ・お子さんの様子（胎生時、出産時、乳幼児期、健康状態）

フェイスシートは、子どもについての基本的な情報を記入するものです。いわゆるプロフィールのようなものであり、子どもの支援につながる「サポートファイルさっぽろ」の窓口です。

- II ヒストリーシート
- ・相談の記録
 - ・関係機関の情報
 - ・手帳の交付、福祉サービス等の利用状況

ヒストリーシートは、子どもの関係機関等での相談記録などを記入するものです。また、手帳の交付を受けたり、福祉サービスの利用について記入したりするなど、備忘録として活用します。

- III サポートシート
- ・現在の様子（保育所、幼稚園等、学校）
 - ・サポートプラン
 - ・サポートマップ

サポートシートは、子どもの支援の計画を作成し記入するものです。子どもの現在の様子をもとに、支援者とともに、長期や短期の目標を立て、子どもの支援に役立てていきます。

- IV オプションシート
- ・ひきつぎシート（保育所、幼稚園等から小学校、小学校から中学校）
 - ・療育機関等での記録
 - ・連絡（ひきつぎ）シート
 - ・就労等に関わる記録
 - ・自己紹介
 - ・受診歴
 - ・職歴・就労相談歴

オプションシートは、引継や関係機関との連絡、また、就労に関わる記録など、必要に応じて使用するシートです。就学や就労など、それぞれの接続に役立てていきます。

サポートファイルの使い方

関係機関との連携を基にして、子どもに関する様々な情報を原則的には保護者の方が記録・保管していきます。ファイルの内容は個人情報ですので、大切に取り扱いましょう。

各種相談の際には母子健康手帳と同様に本ファイルを持参し、状況に応じて、必要なページを関係者に見てもらったり、書いてもらったりします。状況に変更があった場合などは、随時書き直したり書き加えたりします。

記入の仕方

全てのページを記入する必要はありませんし、どのページから書き始めても構いません。子どものことや関係者に知ってほしいこと、伝えたいことなどを記入することが大切になります。1ページに書き切れない場合は、適宜、用紙を追加します。

必要に応じて様式を追加しながら、それぞれのファイルを作り上げていくことが大切です。

(3) 個別の教育支援計画の作成について

個別の教育支援計画の作成に当たっては、幼稚園等や学校が中心となって作成していくこととなりますが、作成の過程においては、保護者と十分に相談をし、幼児児童生徒の教育的ニーズを整理しながら作成していくことが重要です。

「サポートファイルさっぽろ」を活用した作成例

この作成例の場合、学校は「サポートファイルさっぽろ」の各シートの中から、「フェイスシート1」「サポートシート2、3、4、5」を使用し作成することとしました。

【フェイスシート1】

氏名・住所

姓	氏名	○○ ○○	性別	
生年月日	○○年○月○日	年齢		
〒				
住所	〒			

緊急連絡先

連絡先氏名		性別	
1 連絡先	自宅・携帯・職場・その他()		
電話番号			
連絡先氏名		性別	
2 連絡先	自宅・携帯・職場・その他()		
電話番号			

家族構成

続柄	ふりがな	氏名	通学先・職場等

「フェイスシート」を使って、子どもの基本的な情報を記入します。基本的な情報を毎年書き換える必要はなく、追記や変更があった場合に随時、加筆・修正をします。

【サポートシート5】

サポートマップ

作成日： 年 月 日

医療 ○○病院（担当 ○○医師）	教育 ○○中学校まなびの教室 週1回の通級指導 （○○年○月より） 担当 ○○教諭
療育	家庭
福祉 児童相談所	地域 (就労)

本人・保護者

- 現在、関わっている機関はどこか。以前、関わっていた機関、この先、関わるのが予想される機関はどこか。
- それぞれの機関で、どのような支援をどれぐらいの頻度で受けているか。
- 各機関からは、どのような情報が受けられ、教育的支援のどういったことに役立てることができるかなどを保護者に確認しながら（保護者の了解を得て情報収集する）記載します。

※ 児童生徒の状況によっては、個別の指導計画の内容が個別の教育支援計画の内容と重複することもあると考えられることから、通常の学級に在籍している児童生徒（通級による指導を受けている児童も含む）について、サポートファイルさっぽろのサポートシート1～5の部分を作成することをもって個別の指導計画とすることも可能です。

【サポートシート2】

現在の様子（取組や本人の状況）—学校—

記入年月日： ○○年 ○月 ○日 年齢： 13歳 年 組

学 校 名： 記入者名：

学校での様子	
基本的生活	・遅刻や早退が少なく、生活のリズムは安定している。 ・苦手なことに直面したときに黙りこんでしまうことがある。
コミュニケーション	・一人でぼんやりとしていることが多い。 ・自分から友だちに話しかける様子はあまり見られない。
学習の様子	・文章を読むことはできるが、内容を読み取ったり、登場人物の心情を理解したりすることが苦手である。 ・一斉指導において全体の指示を聞き逃して、戸惑っていることがある。
運動	・身体を動かすことは好きであるが、バスケットなどのボールを使ったゲームは苦手である。
興味	・TVゲームが好きである。TVゲームに登場するキャラクターの知識が豊富である。

「サポートシート」を活用し、子どもの教育的ニーズを把握するために必要な情報を分かりやすくまとめていきます。
「サポートシート2」には、本人の学習面、行動面の様子、対人関係の様子などの状況を記入します。関係機関と情報の共有を図る場合にも有効です。

「サポートシート3」には、現在の様子、本人の得意なことや本人や保護者の願い、長期目標と手だてについて記入します。本人の良さを生かしながら、支援の手だてを考えていきます。

【サポートシート3】

サポートプラン

作成日： 年 月 日

作成機関名：

記入者名：

現在の様子	
サポートシート2を参照	
支援に生かすことのできる本人のよさ	
・見通しのもてる活動には意欲的に取り組むことができる。 ・簡潔な指示や分かりやすい手本があると、活動に取り組みやすい。	
本人や保護者の願い	
本人 ○○高校に進学したい。(R.O.O.O) 保護者 学力をしっかりとし身につけてほしい。 自分の意思や気持ちを言葉で表現できるようになってほしい。(R.O.O.O)	
長期目標	支援の手だて
目標達成の目途（	中学校2年生年度末頃 までに）
・コミュニケーションの力を高める。	・友達などと、どのようにやりとりをすると良いかを簡潔な言葉で示すことで、状況に応じた適切な会話の仕方を指導する。

【サポートシート4】

短期目標	支援の手だて
目標達成の目途（	中学校2年前期終了までに）
・自分の気持ちを表現できるようになる	・本人が安心してできる場で、スピーチの時間を設定する。事前に担任と話す内容を確認し、安心感を高める。
成果と課題	
・スピーチの時間では、少しずつ大きな声ができるようになったが、それ以外の場面で自分の気持ちを表現することはまだ少ない。(R.O.O.O)	
短期目標	支援の手だて
目標達成の目途（	中学校2年生年度末頃 までに）

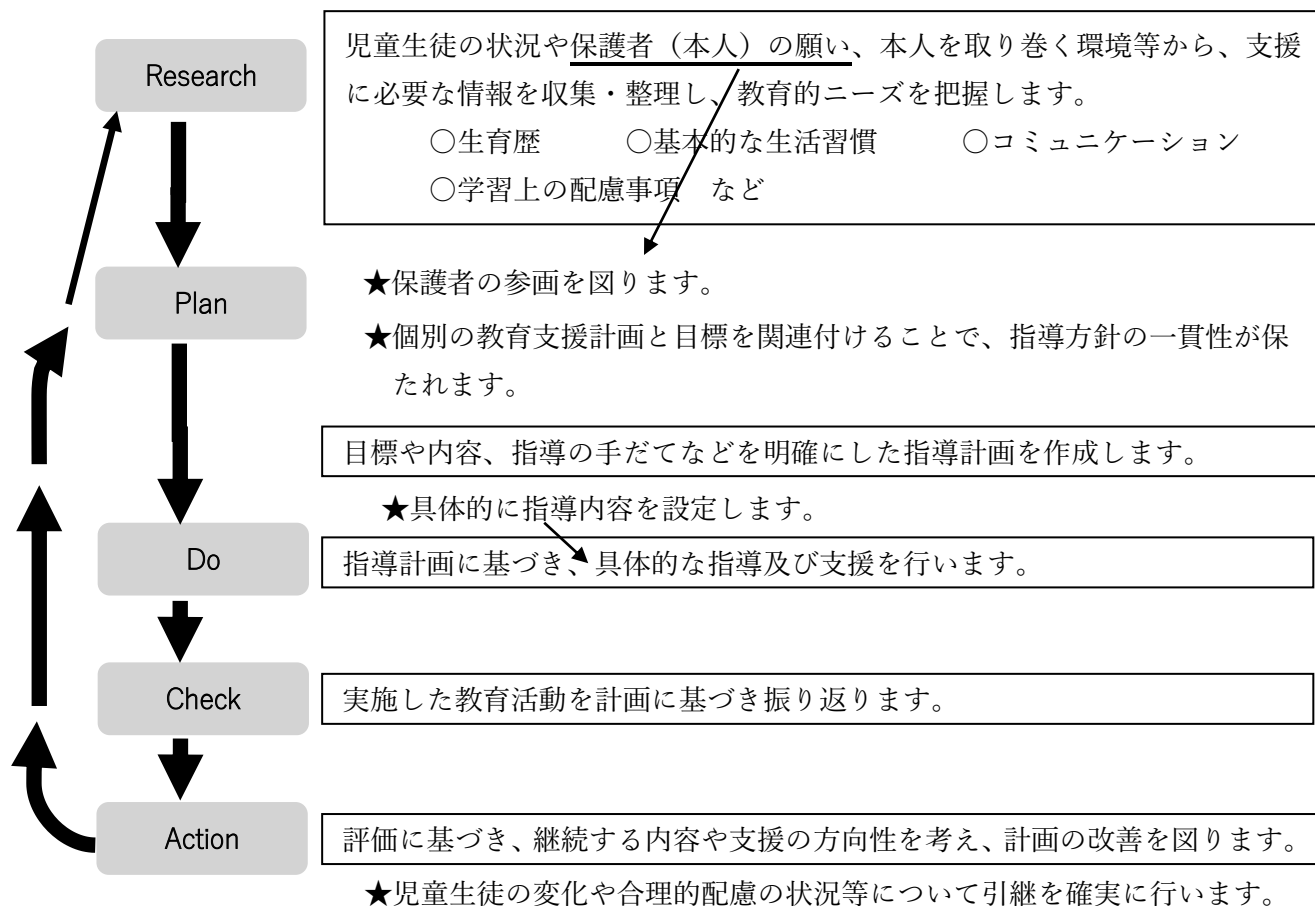
「サポートシート4」には、長期目標の達成に向けた、短期目標と支援の手だて、成果と課題を記入します。
支援の手だては長期目標よりも具体的なものとなっています。
支援を行った成果と課題を記入し、その後の支援につなげていきます。

この「サポートプラン」は、学びのサポーターの申請様式にもなっています。

○ 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、卒業後5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。保存及び管理に当たっては、個人情報の漏えいや紛失がないよう、適切に保存・管理するようにしてください。

(4) 個別の指導計画の作成について



【 個別の指導計画 作成例 】

個別の指導計画					
学年・組	○ 年 ○ 組		氏名	○ ○ ○ ○	
記入者	担任 ○ ○ ○ ○		記入日	○年 ○月 ○日	
願 い					
本人・保護者	・教科書がすらすら読めるようになりたい。(本人) ・毎日登校してほしい。(両親) ・勉強に意欲的に取り組んでほしい。(両親)				
学校	・毎日登校してほしい。 ・気の合う友達と一緒に学校生活の楽しさを共有する経験を重ねてほしい。				
	実態	考えられる背景・要因	目標	指導方法・手だて	主な指導の場や支援・協力者
学習面	・読みがたどたどしく、「読んで理解する」ことに時間がかかる。	・小学校中学年程度の漢字の読みが習得できていない。	・小学校3年生の漢字の読みを習得する。 ・国語の教科書の音読ができるようにする。	・継続的に漢字ドリルに取り組ませ、定期的に採点や個別指導を行う。 ・国語の教科書に読み仮名を記入して音読練習を家庭で行い、授業に参加する前に国語の先生のチェックを受けてから授業に臨めるようにする。	・家庭(母) ・放課後(○○先生) ・家庭(母) ・放課後(○○先生)
生活	・夜型の生活になっており、朝起きられずに欠	・登校をしぶっている時に、朝、起きようとし	・規則正しい生活のリズムを確立する。	・小学校時代からの友人と一緒に登校するよ	・○○くん ・○○くん

実態に対して、考えられる背景や要因を推測して記入することで、それらを踏まえた効果的な指導方法や手だてが考えられています。

(5) 校務支援システムにおける個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について

① ファイルデータ管理

「ファイルデータ管理」機能は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に係るファイルデータ管理を目的とした機能です。データ管理するファイルの種別は「サポートファイルさっぽろ」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」などです。

【パターン】

- A：特別支援学級に在籍する児童生徒
- B：特別支援学校に在籍する児童生徒
- C：通級による指導を受ける通常の学級に在籍する児童生徒
- D：特別な教育的支援を必要とする通常の学級に在籍する児童生徒

※「ファイルデータ管理」の機能は、個人のデータを職員間で共有することができないため、児童生徒の情報を校内で共有する際は、校内サーバー「Nドライブ重要Ⅰ」のフォルダを活用するなどしてください。

② 書類（ファイル）の書式（テンプレート）をダウンロードする方法

個別の教育支援計画や個別の指導計画等の書類（ファイル）の書式（テンプレート）をダウンロードする方法です。

【パターン】

- A「特別支援学級に在籍する児童生徒」
- [メインメニュー]→[特別支援学級]→[ファイルの登録・編集・削除]をクリックしてください。

【パターン】

- B「特別支援学校に在籍する児童生徒」
- C「通級による指導を受ける通常の学級に在籍する児童生徒」
- D「特別な教育的支援を必要とする通常の学級に在籍する児童生徒」

<小学校、中学校、特別支援学校（小・中学校）>

[メインメニュー]→[学級担任]→[ファイルの登録・編集・削除]をクリックしてください。

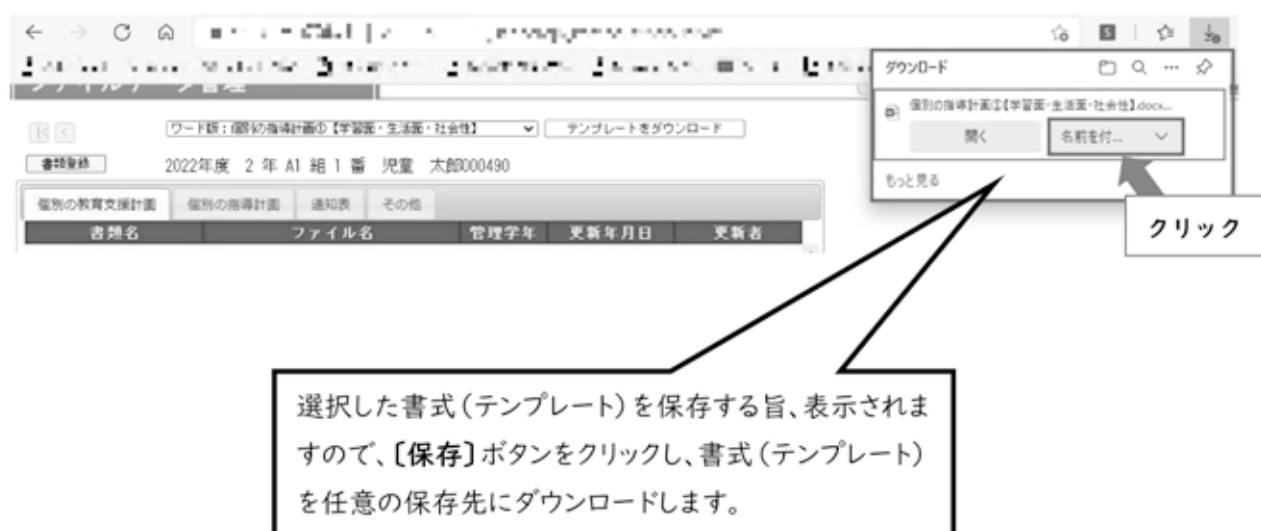
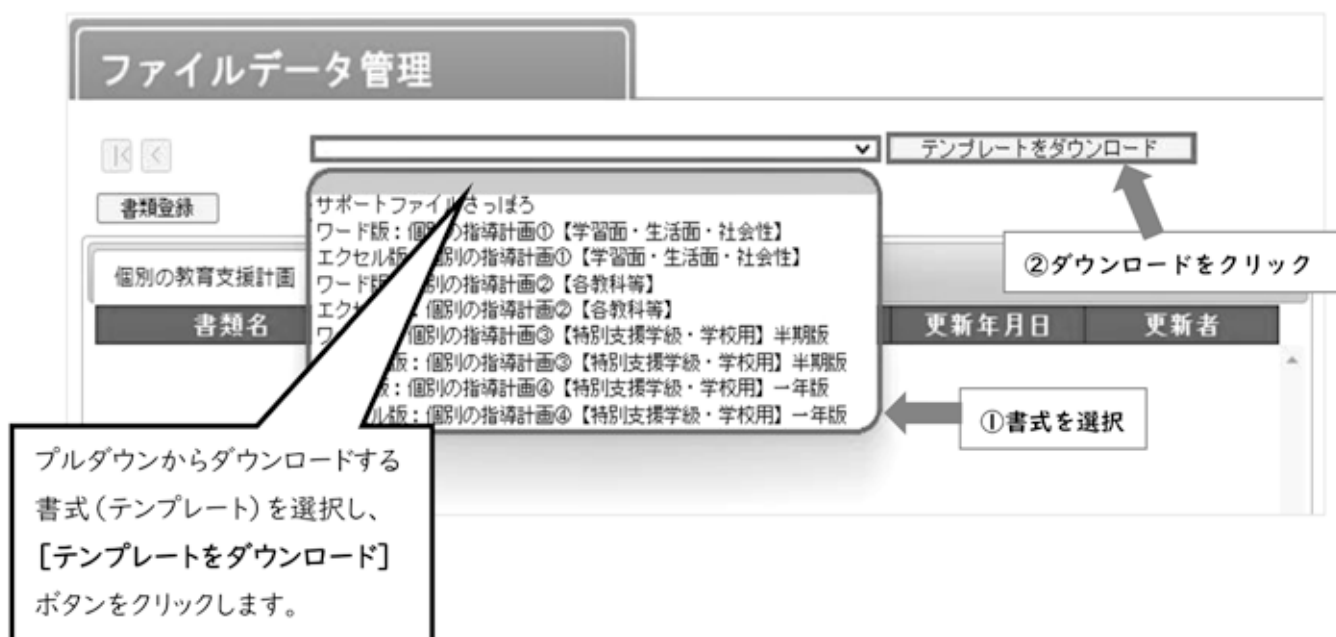
<特別支援学校（高等部）>

[メインメニュー]→[学級担任]→[生徒情報]→[ファイルの登録・編集・削除]をクリックしてください。

ファイルデータ管理							
2018年度							
年	組	番	児童氏名	ふりがな	性別	保護者氏名	ふりがな
1	2	11	新入生 オ	んにゅうせい たろう11	男	新入生 保護者11	んにゅうせい ほごしゃ
				んにゅうせい たろう12	男	新入生 保護者12	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	13	新入生 太郎13	んにゅうせい たろう13	女	新入生 保護者13	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	14	新入生 太郎14	んにゅうせい たろう14	女	新入生 保護者14	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	15	新入生 太郎15	んにゅうせい たろう15	男	新入生 保護者15	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	16	新入生 太郎16	んにゅうせい たろう16	女	新入生 保護者16	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	17	新入生 太郎17	んにゅうせい たろう17	男	新入生 保護者17	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	18	新入生 太郎18	んにゅうせい たろう18	男	新入生 保護者18	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	19	新入生 太郎19	んにゅうせい たろう19	女	新入生 保護者19	んにゅうせい ほごしゃ
1	2	20	新入生 太郎20	んにゅうせい たろう20	女	新入生 保護者20	んにゅうせい ほごしゃ

任意の児童生徒の出席番号をクリックします。

クリック



個別の教育支援計画のデータ引継ぎについて

平成 31 年 3 月 18 日付け札幌教総第 2815 号『校務支援システムにおける「ファイルデータ管理機能」の改修について参照

転学（進学）する児童生徒の「個別の教育支援計画」のデータを、転学（進学）先の市立学校の小中学校間で引き継ぐことができます。

- 校務支援システムにおける「ファイルデータ管理」の『個別の教育支援計画』に保存している個別の教育支援計画のファイルデータを転学（進学）先の市立学校へ引き継ぐことができます。
- 市立高等学校及び市立特別支援学校高等部へは、引き継ぐことができません（小中学校間のみ）。
- 本機能で登録データを引き継ぐ場合、保護者の承諾を得た後、在学校の管理職から転学（進学）先の管理職へ、その旨を事前連絡し、確実にデータが引き継がれるようにしてください。
- 特別な教育的支援の必要な児童生徒の引継ぎは、対面形式で行うことが基本となることに留意ください。

6 特別支援学校高等部への進路指導について

特別支援学校高等部には、それぞれ視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）である生徒に対する教育を行う学校があり、高等部のみを置く学校と小・中学部を併設している特別支援学校があります。また、寄宿舎を併設している学校もあります。

中学校卒業後の進路として、特別支援学校高等部への進路指導を進めるに当たっては、生徒や保護者が学校見学や教育相談を通して志望する特別支援学校高等部の教育内容等を十分に把握し、一人一人の生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を選択できるようにしていくことが大切です。

（１）受検までの流れ

各特別支援学校においては、入学を希望する生徒や保護者、学級担任等に対して事前の教育相談を行い、教育内容や学校生活の状況について説明するなど、適切な進路選択のための取組を行っています。

受検する学校を決める前には、必ず教育相談を受けるよう指導してください。また、その際には、保護者に承諾を得た上で、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用することが効果的です。

以下に例年の大まかな流れを示します。高等学校に比べ、時期として早めの対応が必要になります。

時 期	内 容
6月～11月	○ 事前の教育相談の開始 ※教育内容や学校生活の理解、志望学科の選択など ※学校見学や教育相談は、原則、在籍している学校から入学を志望する学校に申込みます。 ○ 「進路指導協議会」の実施（8月～9月） ○ 公立特別支援学校配置計画の公表（9月）
11月下旬～	○北海道教育委員会公報「募集要項」公示 ○札幌市立特別支援学校「募集要項」告示
12月	○高等部を設置する特別支援学校のWebページにて、「募集要領」を公表 ○中学校から入学を希望する学校へ出願書類を請求
1月上旬	○中学校から入学を希望する学校へ入学願書の提出 ○願書提出学校から中学校へ受検票の送付
1月下旬～ 2月上旬	○入学者選考検査
2月中旬	○合格者発表 ※ 第2次募集人員の発表

（２）知的障がい特別支援学校高等部について

知的障がい特別支援学校高等部は、知的障がいのある生徒に対し、後期中等教育を行う学校であり、普通科のみを設置する高等部（〇〇養護学校高等部、〇〇支援学校高等部）、職業学科を設置する高等部（〇〇高等養護学校、〇〇高等支援学校）があります。

ア 学科と学習内容について

普通科のみを設置している学校 例：〇〇養護学校高等部 〇〇支援学校高等部	普通科	保護者や地域の人々等の支援を基に可能な限り社会に参加するために必要な知識や技能、態度などの能力を養うことを目指して、身辺処理能力など、基本的な生活習慣の向上を図ることを中心とした学習を行います。
職業学科を設置している学校 例：〇〇高等養護学校 〇〇高等支援学校	普通科	幅広く知識や技能を学ぶことで、卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能の習得を目指して、知的障がい特別支援学校の各教科別の指導や就業体験、ボランティア活動、社会体験活動等の体験的な学習を行います。
	職業学科	卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識、技能、態度などの能力を養い、その習慣形成を目指して、作業学習を中心に行います。

イ 対象となる生徒

知的障がい特別支援学校高等部は、知的障がいのある生徒に対する教育を行う特別支援学校です。出願に当たっては、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会が示す「募集要項」や各特別支援学校が示す「募集要領」で、出願資格や出願手続きを必ず確認してください。

現在の出願資格 (右のいずれかに該当する生徒が対象です)	☐ 医師の診断がある、又は公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断されている ☐ 知的障がい特別支援学級に在籍している ☐ ※療育手帳を取得している（取得見込みを含む）
---------------------------------	--

※ 「療育手帳」は、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。療育手帳をもっている方は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができます。療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されています。

ウ 入学者選考検査について

現在の入学者選考検査	(道立校) 学習状況検査・面接
	(市立校) 学習状況検査・面接・ 集団活動を伴う検査

令和4年度より、札幌市独自の検査として、志願者の姿をより多面的に捉えることを目的に、「**集団活動を伴う検査**」を豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校において実施しています。

集団活動を伴う検査の内容等について

- ・検査内容は、特別支援学校中学部学習指導要領の内容に基づき構成し、各校の教育課程等を踏まえた内容としています。
- ・志願者が作成する自己推薦書を、両校の出願に必要な書類としています。

◇『集団活動を伴う検査における3観点』について

「札幌市教育振興基本計画目指す人間像『自立した札幌人』」及び「札幌市の学校教育が目指す子ども像（中学校段階）」を踏まえ、以下の3観点到整理しました。この3観点から、志願者の長所などを積極的に評価する検査を実施しています。

○意欲をもって主体的に取り組む姿 ○他者と協力して解決しようとする姿 ○自分の役割を果たそうとする姿

エ 事前の教育相談における留意点

知的障がい特別支援学校高等部の教育相談の際に、特別支援学校からの求めに応じて、中学校等から「教育相談票」を送付するときには、下記のこと留意してください。

- 個人情報としての観点から、記載内容に間違いがないか関係職員で確認するとともに、内容に応じて保護者への確認を行う。
- 必要最低限の情報に限り記載するなど情報の取扱いに留意する（特別支援学校が求める情報についての確認をする）。
- 管理職の決裁を受けた後、特別支援学校長宛て「親展」で送付する。

オ 札幌近郊の知的障がい特別支援学校高等部

	学 校 名	住 所	電話番号
置 普 通 科 の み を 設 置 し て い る 学 校	札幌伏見支援学校（道立）	中央区伏見 4 丁目 4-21	520-5003
	星置養護学校ほしみ高等学園（道立）	手稲区手稲山口 740-1	681-6500
	札幌養護学校白桜高等学園（道立）	白石区東米里 2062-10	879-2530
	札幌伏見支援学校もなみ学園分校（道立）	南区石山東 3 丁目 4-1	591-8811
	札幌養護学校共栄分校（道立）	北広島市共栄 274-1	373-6859
職 業 学 科 を 設 置 し て い る 学 校	札幌あいの里高等支援学校（道立） （普通科及び職業学科を設置）	北区あいの里 4 条 7 丁目 1-1	770-5511
	豊明高等支援学校（市立）	北区西茨戸 4 条 1 丁目 1-1	774-2222
	札幌高等養護学校（道立）	手稲区手稲前田 485-3	685-7744
	札幌稲穂高等支援学校（道立）	手稲区稲穂 4 条 7 丁目 12-1	695-6922
	白樺高等養護学校（道立）	北広島市輪厚 621-1	376-2353
	小樽高等支援学校（道立）	小樽市銭函 1 丁目 10-1	0134-61-3400
	千歳高等支援学校（道立）	千歳市真々地 2 丁目 3-1	0123-23-6681
	新篠津高等養護学校（道立）	石狩郡新篠津村第 45 線北 13	0126-58-3280
	みなみの杜高等支援学校（市立） （普通科職業コースを設置）	南区真駒内上町 4 丁目 7-1	596-0451

キャリア・パスポートの活用について

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うことができようはたらきかけていくことが必要です。進路指導を進めるに当たっては、本資料を活用するなどしながら、児童生徒が自分の将来について考え、自ら取組みを進めていけるよう支援していくことが重要です。

参考：「キャリア・パスポート」例示資料等について（平成 31 年 文部科学省）
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm



7 医療的ケアが必要な幼児児童生徒について

札幌市においては、日常的に痰の吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒が増加しており、このような幼児児童生徒が安心・安全に、より良い状態で教育を受けることができるよう、幼稚園・学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。

(1) 医療的ケアとは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月施行)(以下「医ケア児支援法」という。)では、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他^{※1}の医療行為」とされています。

※1 「その他」に当たる医療行為…気管切開の管理、酸素療法、経管栄養、血糖測定、導尿等

参考:「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00004.html



(2) 医療的ケア児とは

「医ケア児支援法」においては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である幼児児童生徒のこととされています。

(3) 札幌市における医療的ケアの実施について

「特別支援学校における実施」

肢体不自由と肢体不自由以外の重度の障がい重複している児童生徒が在籍する豊成支援学校・北翔支援学校においては、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が多く在籍しており、看護師を配置して医療的ケアを実施するとともに、「認定特定行為業務従事者」の認定を受けた教員等が連携・協力して医療的ケアを実施しています。

「幼稚園・小中学校における実施」

小中学校等において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒について、看護師を配置する「札幌市立学校における看護師配置事業」を実施しています。

小中学校等において看護師が医療的ケアを実施する場合には、日常的な児童生徒の健康状態等について教員と看護師が情報共有を行うなど、連携して児童生徒の支援に当たることが重要です。

参考:「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00002.htm



(4) 教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできませんが、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、痰の吸引等の特定行為^{※2}に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなっています。

(平成24年「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」)

※2 特定行為(実施できる行為)

- ・口腔内の喀痰吸引 ・鼻腔内の喀痰吸引 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・経鼻経管栄養

Ⅱ 特別支援学級及び通級指導教室における教育

Ⅰ 特別支援学級における教育

(1) 特別支援学級担任の役割

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級であり、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成し、学級経営を進めることができるようになっています。

また、特別支援学級の経営については、すべての教職員が障がいについての正しい理解と認識を深めるとともに、教師間の連携を図ることから協力体制を築くことが大切です。

学級担任は、一人一人の児童生徒の将来の自立や社会参加に向けて、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を家庭や保護者、関係機関と連携しながら作成し、学級経営に反映させていきます。

学級経営においては、学校の中の一つの学級として、児童生徒の教育的ニーズに応じた、各学年や学級と調和のとれた連携が求められます。そのために、特別支援学級の教育課程を学校の中で位置付け、計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）を繰り返すことが必要となります。

学級経営における担任の主な役割

- ・学級経営に関すること
- ・教育課程の編成や実施に関すること
- ・児童生徒と教師のかかわりに関すること
- ・教室の物理的環境に関すること
- ・学級事務の管理運営に関すること
- ・家庭や保護者との連携に関すること
- ・社会や地域との連携に関すること

(2) 特別支援学級の指導

札幌市の特別支援学級には、現在、難聴特別支援学級、知的障がい特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級（院内学級含む）、自閉症・情緒障がい特別支援学級があります。特別支援学級に在籍する児童生徒の困難さを把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

難聴特別支援学級

<話声を解することの困難さがある児童生徒が在籍>

聴覚障がいは、音や音声が入りこみにくい障がいであることから、音声言語のコミュニケーションが進みにくいことが考えられます。

コミュニケーション力の向上や社会参加に向け、聴覚だけでなく、視覚やその他の多くの感覚を活用したかかわりが大切です。

聴覚に障がいがあると、周囲の音や音声は聞こえていたとしても、微妙な聞き分けができないことがあります。そのため、声をかけられていることは理解しても、何を言われているのかがはっきり分からないというように言葉の意味や理解が困難な場合があります。

指導のポイント

- ・視覚やその他の多くの感覚を活用したかかわり
- ・体験的な活動を通じて言語概念の形成を図る
- ・主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養う
- ・情報機器を効果的に活用
- ・手話や指文字など、聴覚以外の感覚を適切に活用できる力を養う

知的障がい特別支援学級

<知的発達面で遅れがあり、支援が必要な児童生徒が在籍>

知的発達が未分化で、弁別、抽象、分類総合、推理、判断、記憶などの機能が年齢相応に発達していないために、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい様子が見られます。

また、抽象的な学習より、生活につながる現実度が高い、実際の・具体的な学習課題が理解しやすい傾向があります。

指導のポイント

- ・興味関心を取り入れた活動
- ・生活に結び付く具体的な活動
- ・学習のやり方や手順などを具体的に提示した、分かりやすい活動
- ・小さな積み重ねを繰り返し、できることを多くしていく
- ・できた、またやりたいという気持ちになれる、評価の工夫

肢体不自由特別支援学級

<日常生活の動作への支援が必要な児童生徒が在籍>

運動・動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展など、その制限や偏りが児童生徒によって異なるため、身体の動きや体位の調整など個別に配慮する必要があります。

また、移動など、障がいに伴う困難さを自ら改善し得たという成就感がもてるよう、必要な力を養うことが大切です。

指導のポイント

- ・発達段階や特別な指導の必要性などについて、医学的側面からの把握だけでなく、心理学的、教育学的側面からも十分に把握する
- ・ICT 機器などの情報機器の有効活用
- ・一人一人の障がいの状態の把握に必要な資料を作成する

病弱・身体虚弱特別支援学級

<慢性疾患などにより、医療又は生活の管理が

必要な児童生徒が在籍>

学習の遅れを補完しながら、心理的な安定、健康状態の回復、改善を図り、積極性、自主性を涵養します。

また、自身の病気や障がいの特性などを理解した上で、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）や、必要なときに必要な支援・援助を求めることができる力を培うことが大切です。

学級の形態としては、病院内に設けられている院内学級と小中学校の校舎内の設けられている学級があります。

指導のポイント

- ・主体的な社会参加を促すため、病気の自己管理に向けた生活習慣の獲得
- ・社会性を高めるための支援
- ・発達段階からみた心理面に関する課題への配慮

【院内学級における指導のポイント】

- ・児童生徒の入院期間に応じて、時間割を柔軟に設定し、指導内容を精選しながら学習指導に当たる。
- ・医療と連携を密にするとともに、前籍校や保護者との連携を図りながら、指導計画や学習内容の共通理解を図る。
- ・個別指導や複式授業、チームティーチング、ベッドサイド学習等、一人一人に応じた指導形態に努める。
- ・限られた環境での経験不足を補うために、体験学習を重視する。
- ・学級通信の交換、電子メール、ホームページなど、前籍校とのコミュニケーションの場を設定し、自分の居場所が実感でき、自己有用感を高められるような指導内容を設定していく。

自閉症・情緒障がい特別支援学級

<情緒面や行動面、対人関係等で支援が必要な児童生徒が在籍>

自閉症又は、それに類する障がいのある児童生徒が多く、言葉の発達の遅れや対人関係が困難、感覚が過敏、活動や興味の範囲が狭い、知的な機能のアンバランスさ、変化に対する不安や抵抗などの様子が見られます。

【子どもの様子の例】

問いかけの言葉をそのまま返してしまう
独特なイントネーション
視線が合いづらい
相手の気持ちが分からずトラブルになる
予定の変更が苦手である
音、匂いなどに対する感覚が敏感である など

指導のポイント

- ・活動の見通しがもてるように、活動内容を事前に知らせる
- ・学習した内容を実際の場面で具体化し、安心感をもって行動できるようにする
- ・指示は分かりやすく端的に、視覚的な情報を含め提示する
- ・自己肯定感がもてる経験や評価の工夫に努める

知的障がいのない児童生徒への進路先に係る指導について

知的障がいのない自閉症・情緒障がい学級の生徒は、知的障がい特別支援学校高等部の出願資格に該当しない場合、知的障がい特別支援学校高等部への進学ができないこととなります。

中学校へ入学する前の小学校段階から、進路先（高等学校及び高等支援学校等）を見据えた教育相談を本人・保護者と重ねるなどしながら、児童生徒一人一人に応じた進路先の検討を進めていく必要があります。

（３）交流及び共同学習について

ア 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、障がいのある子どもと障がいのない子どもの双方が学び育つという意義を十分に理解した上で進めることが大切です。

障がいのある子どもにとっては、生活経験を広め、能力を伸長できるとともに、集団生活を通し社会性を育むことができ、障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に対する理解や認識を深める絶好の機会であり、思いやりの気持ちや自らの生き方を考えるなど、豊かな心を育むことができます。

イ 交流及び共同学習の実施に当たって

実施に当たっては、学校間や双方の担当者などが十分に連絡を取り合い、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切です。

なお、特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であることから、日頃から校内の協力体制を構築し、効果的に活動を設定することが大切です。

ウ 交流及び共同学習の配慮事項

○交流及び共同学習の学習内容については、子どもの実態に応じて検討しながら、柔軟性をもって実施します。

○障がいのある子どもが通常の学級で学ぶ場合は、整列位置や役割分担、一緒に行動するグループの人員構成など、個に応じて配慮します。

○障がいのある子どもの実態に応じて、適切な教材、教具の準備を行い、主体的に学習に取り組めるように工夫します。

(4) 校内リソースの一つとしての支援

特別支援教育の推進においては、学校全体として、すべての学級で特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められます。その中において、特別支援学級・通級指導教室の担当者も校内リソースの一つとしてその専門性を発揮し、大きな役割を担うことが求められます。

また、学級担任一人の支援では限界があります。そこで、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応については、校内

学びの支援委員会において、特別支援教育コーディネーターが中心となりながら一人一人の教育的ニーズに応じた校内支援体制の充実を積極的に進めることが重要となります。

交流及び共同学習の一層の推進を図り、サブティーチャーとして通常の学級での授業に参加することや交流の時間を活用して、特別な教育的支援を必要とする子への対応を行うことは、障がいの有無にかかわらず、児童生徒に有効であり、その充実が求められます。

校内リソースとして求められる役割

- ・校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- ・通常の学級担任からの相談への対応
- ・校内支援体制の一つとしての個別指導や小集団の指導
- ・校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- ・保護者との相談
- ・特別支援教育コーディネーターとの連携促進
- ・関係機関についての情報提供等

(5) 特別支援学級担任による校内支援

通常の学級の担任への支援

- ・担任に寄り添いながら話を聞き、定期的な児童生徒の状況の把握を行いながら、子どもへの接し方や、具体的な支援策についての助言を行うようにします。
- ・学年間の共通理解を図るために、学年打合せや研修の場で、児童生徒の実態を把握することや、具体的な支援策について助言等を行うようにします。
- ・一人で抱え込むのではなく、多くの目で児童生徒の支援に当たる考えをもつよう、担任の支援を行うようにします。

校内学びの支援委員会との協力

- ・障がいに関する専門的な視点での、助言や関係機関等の情報提供を行うようにします。
- ・個々の児童生徒の状況に応じた指導・支援の方法や教材の工夫などの情報提供を行うようにします。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画作成に関する話し合いに参加し、記入方法や活用方法などのアドバイスをを行うようにします。

通常の学級における支援

- ・担任との連携を深め、児童生徒の実態を理解するとともに、具体的な支援を実施します。
- ・通常の学級での指導や学校行事などでの指導場面においては、個別的な対応や指導が行われることもあるため、該当児童生徒や周囲の児童生徒の気持ちに配慮しながら接することが重要となります。
- ・通常の学級の児童生徒とのかかわりは、当該児童だけではなく、すべての子どもたちとの良好な関係を築きながら進めていくことが大切です。
- ・学校行事、学級行事、児童生徒会活動、クラブ活動などの場面においても、担任と連携を取りながら適切に支援します。

（６）教育課程を編成する内容と指導形態

特別支援学級の教育課程を編成する場合、小学校及び中学校の学習指導要領に基づき作成します。しかし、特別支援学級は、通常の学級における教育では十分な教育効果をあげることが困難な児童生徒のために特別に編成された学級であることから、通常の学級の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適切でない場合があります。

そのため、小学校及び中学校における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成できることが、学校教育法施行規則第138条に規定されています。

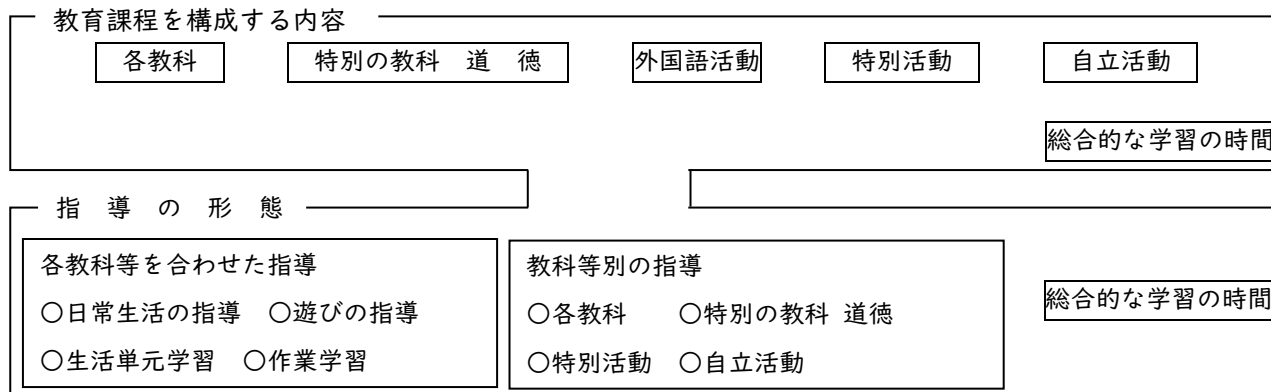
なお、特別の教育課程を編成する場合には、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にします。

○ 教育課程を構成する内容と指導形態

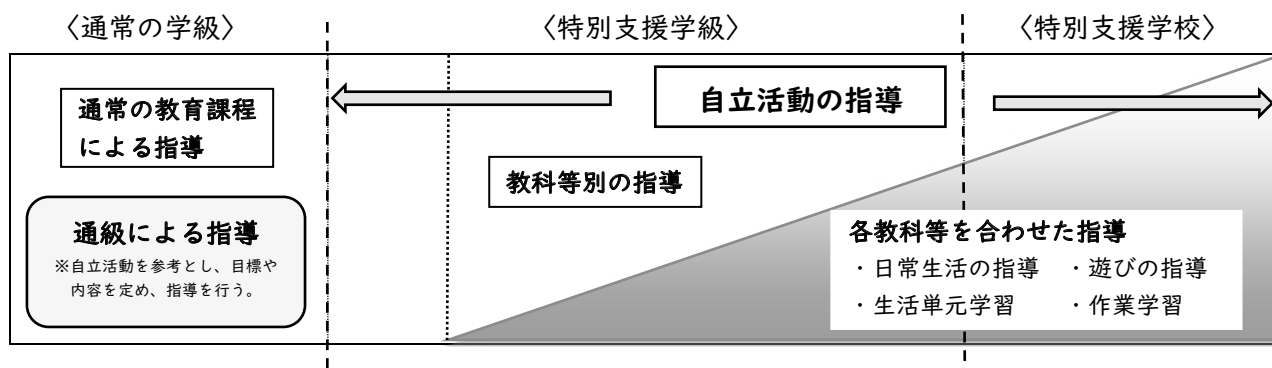
特別支援学級に在籍する児童生徒の実態や教育的ニーズに応じ、適切に教育課程を編成して指導をすることが大切です。

教育課程を構成する内容は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間です。ただし、特別支援学級において、特に必要がある場合には「各教科に属する科目の全部又は一部」、さらには、「知的障害者である児童生徒や複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部」を合わせて授業を行うことができることが学校教育法施行規則第130条で規定されています。

【各教科等を合わせた指導を行う場合の構造】



【指導の形態に占める割合】



* 各教科等の時数は、児童生徒の実態に即しながら効果的かつ弾力的な配当を工夫します。

* 知的障がいのない単一の障がいの児童生徒については、各教科等を合わせた指導はできません。

(7) 自立活動の指導について

自立活動の指導に当たっては、個々の子どもの状態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定め指導する必要があります。個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられます。最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが必要です。

また、自立活動の内容は、6区分27項目にまとめられていますが、下記の「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ」を参考にするなどしながら、実態把握から課題を抽出し、当該児童生徒の中心課題を明確にすることから、指導内容や指導の方向性が定まり、より適切な指導につなげることができます。

【実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ】

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
	②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。

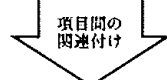
指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	
-----------------------------	--

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション



⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
-------------------------	---	---	---	-----

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する際の根拠資料として是非活用してください。

児童生徒のできないことばかりではなく、興味関心をもっていることやできることに注目しながら記入をします。

障がい名のみによって特性を判断することなく、児童生徒の全体像を捉えながら整理をする段階です。また、卒業までにどのような力を身に付ける必要があるのかイメージしながら、卒業までの長期的な見通しをもって作成を進めます。

抽出した課題同士の関連を「原因と結果」や「相互に関連し合っている」という観点から中心となる課題を導きます。

中心となる課題をもとに、短期的な目標と長期的な目標を定めます。

指導目標を達成するために必要な項目を、6区分27項目から選定します。

最後に、何を指導していくのかを具体的に設定します。

(特別支援学校学習指導要領自立活動編解説より)

(8) 教育課程編成に関する届出 (B表2の1)

- ・記入に際しては、教育課程を構成する内容(表面4 標準授業時数及び総授業日数等)を十分に検討し、指導の形態(裏面-再掲)のみを、記入するのではなく、両方を記入します。
- ・小学校、中学校ともに授業日数、時数は、学習指導要領及び各学校の状況に準じます。

設置している障がい種ごとの学級それぞれの障がいの特性に応じた教育課程の編成となるよう各項目の標記等に留意してください。

また、自閉症・情緒障がい特別支援学級では、知的障がいのない児童生徒の教育課程と知的障がいのある児童生徒の教育課程を分けて作成してください。(記入例参照)

【記入例：小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのない児童】(表面)

【B表-2の1】

学校番号 チェック用

令和 5 年度(自閉症・情緒障がい)特別支援学級教育課程編成に関する届

令和 5 年 4 月 6 日

学校名 〇〇小学校

電話番号 123-4567(チェック用)

校長名 令和 太郎(チェック用)

1 学級の教育目標

友達の気持ちを考えたり、自分の気持ちを伝えたりすることで、友達や先生と過ごす学校生活をより良いものにするようとする子どもを育てる。

2 本年度の重点

(1) 重点教育目標

・相手の気持ちを考えたり、分からないことを聞き返したりするなど、相手を意識したコミュニケーション能力の基礎を形成すること。

・嫌なこと、困ったことなど不安があった場合に、先生に話したり、解決方法を考えたりするなど、自分から不安を少なくしようとする意欲を養う。

(2) 指導の重点

各教科	児童の実態に応じて、学年又は下学年の目標を参考にしながら取り組む。
特別の教科 道徳	豊かな心をもち、自分の将来を主体的に考え、自ら行動できる実践的な力を育む。
外国語活動	外国語を用いコミュニケーションの楽しさを体験する。
総合的な学習の時間	課題に対して自分で解決方法を考える力や自分で解決しようとする意欲を養う。
特別活動	集団活動を楽しみ、興味の幅を広げるとともに、必要な社会性を身に付ける。
自立活動	障がいに基づく困難の改善、克服のため、短期、長期目標を設定して取り組む。

3 教育課程編成上の留意事項

・児童の実態や特性を十分に把握し、個に応じた指導の充実を図る。

・本人のニーズや実態、将来的な見通しに応じて、通常の学級と連携を図り、計画的に交流及び共同学習を行う。

4 標準総授業時数及び総授業日数等(裏面の再掲に記入する場合であっても必ず記入)

学年		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	272	280	245	245	175	175
	社会			70	70	100	100
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	90	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	60
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	小 計	(a) 748	805	805	805	875	875
特別の教科 道徳		(b) 34	35	35	35	35	35
外国語活動		(c)		35	35		
総合的な学習の時間		(d)		35	35	35	35
特別活動		(e) 34	35	35	35	35	35
自立活動		(f) 34	35	35	35	35	35
標準総授業時数 (a~f)=A		850	910	980	980	1015	1015
週当たりの授業時数		25	26	27	28	28	28
年間総授業日数		204	204	204	204	204	202

※ 記入に当たっては、「諸届用紙の記入要領」及び「特別支援教育ハンドブック」を確認してください。

障がい種ごとに作成し、() 内に障がい種別名を記入します。

目標が複数ある場合は、箇条書きで記入します。

教育課程を構成する内容ごとに記入します。対象の学年が在籍していないなど、外国語活動や総合的な学習の時間を設定していない場合は、該当する項目の枠に斜線を入れてください。

自閉症・情緒障がいの特性に応じた教育課程を編成する上での留意事項を記入します。

特別支援学級の教育課程は、一人一人の障がいに応じた、自立活動の指導を取り入れる必要があります。

【記入例：小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのない児童】（裏面）

再掲（各教科等を合わせた指導を行っている場合のみ記入）										チェック用	
指導の形態		学年									
各教科等を合わせた指導	遊びの指導										
	日常生活の指導										
	生活単元学習										
	作業学習										
	小計 (g)	0	0								
教科別の指導											
	小計 (h)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別の教科 道徳										
外国語活動											
特別活動											
自立活動											
小計 (i)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合的な学習の時間 (j)											
標準総授業時数 (g~j)=A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 行事の年間計画（交通機関等を利用する校外学習名及び、特別支援学級単独の宿泊研修等のみを記入）

月	日	行事名	月	日	行事名	月	日	行事名
6	15	〇〇公園へ行こう	9	13	校内宿泊学習	2		スキー学習(フツ)
				14				

6 教科用図書について(令和4年度 児童生徒に給与する教科用図書)

在籍児童生徒数	人	合計	7人										
① 文部科学省検定済教科用図書(当該学年の通常の教科書)	1	人											
② 文部科学省検定済教科用図書(下学年の通常の教科書)	4	人											
③ 文部科学省著作教科用図書(特別支援学校知的障害者用:☆本)	0	人											
④ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書:絵本や図鑑等)	0	人											
①と②	2人	①と③	0人	①と④	0人	②と③	0人	②と④	0人	③と④	0人	3種類以上	0人

7 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について(令和5年度分)

(複数回答可)				
活用状況	ア 指導の充実を図るため、年間指導計画や学習指導案等の作成に活用している			
	イ 校内での指導や支援の充実を図るため、校内委員会やケース会議(支援会議)において活用している			
	ウ 進級や進学時に一貫した指導の継続を図るため、引継ぎに活用している			
	エ 保護者との共通理解を図るため、指導・支援についての説明を行う際に活用している			
オ 成長の状況を整理するため、指導計画に基づく指導や支援の結果の記録として活用している				
個別の教育支援計画の作成		○	個別の教育支援計画の活用状況	ア、イ、ウ、エ、オ
個別の指導計画の作成		○	個別の指導計画の活用状況	ア、イ、ウ、エ、オ

知的障がいのない児童が在籍している場合は、各教科等を合わせた指導はできないため、再掲の欄は、記入しないこととなります。

知的障がいのない児童の場合には、小学校の学習指導要領に準じて教育課程を編成します。

諸経費を要する校外学習については、「C表2の2」を前月末日までに提出してください。

特別支援学級においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を必ず作成するとともに、効果的に活用しながら、個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を図ることとなっています。

【記入例：小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのある児童】（表面）

4 標準総授業時数及び総授業日数等(裏面の再掲に記入する場合であっても必ず記入)								
各教科等		学年	1	2	3	4	5	6
各教科	国語		272	280	245	245	175	175
	社会				70	70	100	100
	算数		136	175	175	175	175	175
	理科				90	90	105	105
	生活		102	105				
	音楽		68	70	60	60	50	50
	図画工作		68	70	60	60	50	50
	家庭						60	60
	体育		102	105	105	105	90	90
	外国語						70	70
小 計 (a)			748	805	805	805	875	875
特別の教科 道徳 (b)			34	35	35	35	35	35
外国語活動 (c)					35	35		
総合的な学習の時間 (d)					35	35	35	35
特別活動 (e)			34	35	35	35	35	35
自立活動 (f)			34	35	35	35	35	35
標準総授業時数 (a~f)=A			850	910	980	980	1015	1015
週当たりの授業時数			25	26	27	28	28	28
年間総授業日数			204	204	204	204	204	202

※ 記入に当たっては、「諸届用紙の記入要領」及び「特別支援教育ハンドブック」を確認してください。

各教科等を合わせた指導を行っている場合にも、どのような教科の内容やねらいを合わせて教育課程を編成しているかが分かるように記入します。

同欄の各教科には、小学校あるいは参考とした特別支援学校（知的障がい）の教科名を記入します。

【記入例：小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのある児童】（裏面）

再掲（各教科等を合わせた指導を行っている場合のみ記入）								チ	エ	ツ	ク	用
指導の形態		学年	1	2	3	4	5	6				
各教科等を合わせた指導	遊びの指導		34	35								
	日常生活の指導		34	35	35	35	35	35				
	生活単元学習		102	105	105	105	105	105				
	作業学習											
	小計	(g)	170	175	140	140	140	140				
教科別の指導	国語		238	245	210	210	140	140				
	社会				40	40	85	85				
	算数		102	140	155	155	155	155				
	理科				35	35	95	95				
	生活											
	音楽		68	70	60	60	50	50				
	図画工作		68	70	60	60	50	50				
	家庭											
	体育		102	105	105	105	90	90				
	外国語						70	70				
	小計	(h)	578	630	665	665	735	735				
	特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35				
	外国語活動				35	35						
	特別活動		34	35	35	35	35	35				
	自立活動		34	35	35	35	35	35				
	小計	(i)	102	105	140	140	105	105				
総合的な学習の時間		(j)			35	35	35	35				
標準総授業時数		(g~i)=A	850	910	980	980	1015	1015				

指導の形態で、各教科等を合わせた指導を行っている場合は、それぞれの内容ごとに年間の標準時数を記入します。

総合的な学習の時間は、4の「各教科等」に記入した時数と一致します。

5 行事の年間計画（交通機関等を利用する校外学習名及び、特別支援学級単独の宿泊研修等のみを記入）

月	日	行事名	月	日	行事名	月	日	行事名
6	15	〇〇公園へ行こう	9	13	校内宿泊学習	2		スキー学習(フッズ)
				14				

各学年の標準総授業時数は、4の「各教科等」に記入した標準総授業時数と一致します。

6 教科用図書について(令和4年度 児童生徒に給与する教科用図書) 在籍児童生徒数 人 合計 7 人

① 文部科学省検定済教科用図書(当該学年の通常の教科書)	0	人
② 文部科学省検定済教科用図書(下学年の通常の教科書)	2	人
③ 文部科学省著作教科用図書(特別支援学校知的障害者用:☆本)	2	人
④ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書:絵本や図鑑等)	0	人
①と② 0人 ①と③ 0人 ①と④ 0人 ②と③ 3人 ②と④ 0人 ③と④ 0人 3種類以上 0人		

【記入例：小学校 知的障がい特別支援学級】（表面）

【B表-2の1】

学校番号 **チェック用**

令和 5 年度(知的障がい)特別支援学級教育課程編成に関する届

令和 5 年 4 月 6 日
 学校名 ○○小学校
 電話番号 123-4567(チェック用)
 校長名 令和 太郎(チェック用)

障がい種ごとに作成し、() 内に障がい種別名を記入します。

1 学級の教育目標

将来の社会的自立に向けた基礎的な知識や技能の習得と、自分の気持ちや考えを相手に伝えられる子どもを育てる。

2 本年度の重点

(1) 重点教育目標

・学習活動を軸に学校生活全体を通して、友達と活動する良さや気持ちを伝え合う経験を積み重ねる。
 ・安心して過ごすことができるよう、一人一人の実態や特性に応じた教育環境を設定する。

(2) 指導の重点

各教科	基礎的な知識や技能を身に付け、日常生活に応用できるようにする。
特別の教科 道徳	豊かな心を持ち、自分の将来を主体的に考え、自ら行動できる実践的な力を育む。
外国語活動	外国語を用いコミュニケーションの楽しさを体験する。
総合的な学習の時間	問題解決の基礎として、選択肢から選んだり、自分の考えを伝えたりする経験を増やす。
特別活動	集団活動を楽しみ、興味の幅を広げるとともに、必要な社会性を身に付ける。
自立活動	障がいに基づく困難の改善、克服のため、短期、長期目標を設定して取り組む。

障がいの特性に応じた教育課程を編成する上での留意事項を記入します。

3 教育課程編成上の留意事項

・児童の実態や特性を十分に把握し、個に応じた指導の充実を図る。
 ・各教科、領域の学習に関連をもたせ、日常生活に結び付いた内容にする。
 ・本人のニーズや実態、将来的な見通しに応じて、通常の学級と連携を図り、計画的に交流及び共同学習を行う。

4 標準総授業時数及び総授業日数等(裏面の再掲に記入する場合であっても必ず記入)

各教科等		学年	1	2	3	4	5	6
各教科	国語		272	280	245	245	175	175
	社会				70	70	100	100
	算数		136	175	175	175	175	175
	理科				90	90	105	105
	生活		102	105				
	音楽		68	70	60	60	50	50
	図画工作		68	70	60	60	50	50
	家庭						60	60
	体育		102	105	105	105	90	90
	外国語						70	70
	小 計	(a)	748	805	805	805	875	875
特別の教科 道徳		(b)	34	35	35	35	35	35
外国語活動		(c)			35	35		
総合的な学習の時間		(d)			35	35	35	35
特別活動		(e)	34	35	35	35	35	35
自立活動		(f)	34	35	35	35	35	35
標準総授業時数	(a~f)=A		850	910	980	980	1015	1015
週当たりの授業時数			25	26	27	28	28	28
年間総授業日数			204	204	204	204	204	202

※ 記入に当たっては、「諸届用紙の記入要領」及び「特別支援教育ハンドブック」を確認してください。

各教科等を合わせた指導を行っている場合にも、どのような教科の内容やねらいを合わせて教育課程を編成しているかが分かるように記入します。

同欄の各教科には、小学校あるいは参考とした特別支援学校(知的障がい)の教科名を記入します。

【記入例：小学校 知的障がい特別支援学級】（裏面）

再掲（各教科等を合わせた指導を行っている場合のみ記入）							チ	エ	ツ	ク	用
指導の形態		学年	1	2	3	4	5	6			
各教科等を合わせた指導	遊びの指導		68	70	70	70	70	70			
	日常生活の指導		68	70	70	70	70	70			
	生活単元学習		136	140	140	140	180	180			
	作業学習										
	小計 (g)		272	280	280	280	320	320			
教科別の指導	国語		170	175	175	175	140	140			
	社会										
	算数		68	105	125	125	155	155			
	理科										
	生活										
	音楽		68	70	60	60	50	50			
	図画工作		68	70	60	60	50	50			
	家庭										
	体育		102	105	105	105	90	90			
	外国語						70	70			
	小計 (h)		476	525	525	525	555	555			
	特別の教科 道德		34	35	35	35	35	35			
	外国語活動				35	35					
	特別活動		34	35	35	35	35	35			
自立活動		34	35	35	35	35	35				
小計 (i)		102	105	140	140	105	105				
総合的な学習の時間 (j)					35	35	35	35			
標準総授業時数 ← (g + i) = A			850	910	980	980	1015	1015			

5 行事の年間計画（交通機関等を利用する校外学習名及び、特別支援学級単独の宿泊研修等のみを記入）					
月	日	行事名	月	日	行事名
6	15	〇〇公園へ行こう	9	13	校内宿泊学習
				14	
			2		スキー学習(フツズ)

6 教科用図書について(令和4年度 児童生徒に給与する教科用図書)		在籍児童生徒数	人	合計	7 人
①	文部科学省検定済教科用図書(当該学年の通常の教科書)	0	人		
②	文部科学省検定済教科用図書(下学年の通常の教科書)	0	人		
③	文部科学省著作教科用図書(特別支援学校知的障害者用: ☆本)	2	人		
④	学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書: 絵本や図鑑等)	2	人		
①と②	0 人	①と③	0 人	①と④	0 人
②と③	0 人	②と④	0 人	③と④	3 人
3種類以上	0 人				

7 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について(令和5年度分)				
活用状況	(複数回答可)			
	ア 指導の充実を図るため、年間指導計画や学習指導案等の作成に活用している			
	イ 校内での指導や支援の充実を図るため、校内委員会やケース会議(支援会議)において活用している			
	ウ 進級や進学時に一貫した指導の継続を図るため、引継ぎに活用している			
	エ 保護者との共通理解を図るため、指導・支援についての説明を行う際に活用している			
オ 成長の状況を整理するため、指導計画に基づく指導や支援の結果の記録として活用している				
個別の教育支援計画の作成		○	個別の教育支援計画の活用状況	ア、イ、ウ、エ、オ
個別の指導計画の作成		○	個別の指導計画の活用状況	ア、イ、ウ、エ、オ

指導の形態で、各教科等を合わせた指導を行っている場合は、それぞれの内容ごとに年間の標準時数を記入します。

総合的な学習の時間は、4の「各教科等」に記入した時数と一致します。

各学年の標準総授業時数は、4の「各教科等」に記入した標準総授業時数と一致します。

特別支援学級においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を必ず作成するとともに、効果的に活用しながら、個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を図ることとなっています。

【記入例：中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのない生徒】（表面）

※「特別支援学級教育課程編成に関する届」の「1～3」の項目は「記入例 小学校」を参照

4 標準総授業時数及び総授業日数等(裏面の再掲に記入する場合であっても必ず記入)							
各教科等		学年	1	2	3	4	5
各教科	国語		140	140	105		
	社会		105	105	140		
	数学		140	105	140		
	理科		105	140	140		
	音楽		45	35	35		
	美術		45	35	35		
	保健体育		105	105	105		
	技術・家庭		70	70	35		
	外国語		105	105	105		
	小計	(a)	860	840	840	0	0
特別の教科 道徳	(b)	35	35	35			
外国語活動	(c)						
総合的な学習の時間	(d)	50	70	70			
特別活動	(e)	35	35	35			
自立活動	(f)	35	35	35			
標準総授業時数	(a～f)=A	1015	1015	1015	0	0	0
週当たりの授業時数		29	29	29			
年間総授業日数		203	203	198			

※ 記入に当たっては、「諸届用紙の記入要領」及び「特別支援教育ハンドブック」を確認してください。

知的障がいのない生徒の場合には、中学校の学習指導要領に準じて教育課程を編成します。

特別支援学級の教育課程は、一人一人の障がいに対応し、自立活動を取り入れる必要があります。

【記入例：中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのない生徒】（裏面）

再掲（各教科等を合わせた指導を行っている場合のみ記入）								
指導の形態		学年	1	2	3	4	5	
各教科等を合わせた指導	遊びの指導							
	日常生活の指導							
	生活単元学習							
	作業学習							
	小計	(g)	0	0				
教科別の指導								
	小計	(h)	0	0	0	0	0	0
	特別の教科 道徳							
外国語活動								
特別活動								
自立活動								
小計	(i)	0	0	0	0	0	0	
総合的な学習の時間	(j)							
標準総授業時数	(g～j)=A	0	0	0	0	0	0	

知的障がいのない生徒が在籍している場合は、各教科等を合わせた指導はできないため、再掲の欄は、記入しないこととなります。

※知的障がいのない生徒には、生活単元学習や作業学習等の各教科等を合わせた指導を行うことができないこととなっています。

【記入例：中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのある生徒】（表面）

※「特別支援学級教育課程編成に関する届」の「1～3」の項目は「記入例 小学校」を参照

4 標準総授業時数及び総授業日数等(裏面の再掲に記入する場合であっても必ず記入)								
各教科等		学年	1	2	3	4	5	6
各教科	国語		140	140	105			
	社会		105	105	140			
	数学		140	105	140			
	理科		105	140	140			
	音楽		45	35	35			
	美術		45	35	35			
	保健体育		105	105	105			
	職業・家庭		70	70	35			
	外国語		105	105	105			
	小計	(a)	860	840	840	0	0	0
特別の教科 道徳	(b)	35	35	35				
外国語活動	(c)							
総合的な学習の時間	(d)	50	70	70				
特別活動	(e)	35	35	35				
自立活動	(f)	35	35	35				
標準総授業時数	(a~f)=A	1015	1015	1015	0	0	0	
週当たりの授業時数		29	29	29				
年間総授業日数		203	203	198				

※ 記入に当たっては、「諸届用紙の記入要領」及び「特別支援教育ハンドブック」を確認してください。

各教科等を合わせた指導を行っている場合にも、どのような教科の内容やねらいを合わせて教育課程を編成しているか分かるように記入します。

同欄の各教科には、中学校あるいは参考とした特別支援学校（知的障がい）の教科名を記入します。

【記入例：中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 知的障がいのある生徒】（裏面）

再掲（各教科等を合わせた指導を行っている場合のみ記入）								チェック用		
指導の形態		学年	1	2	3	4	5	6		
各教科等を合わせた指導	遊びの指導									
	日常生活の指導		45	35	35					
	生活単元学習		80	70	70					
	作業学習		140	140	140					
	小計	(g)	265	245	245	0	0	0		
教科別の指導	国語		105	105	105					
	社会		70	70	70					
	数学		105	105	105					
	理科		70	70	70					
	音楽		35	35	35					
	美術		35	35	35					
	保健体育		105	105	105					
	職業・家庭		0	0	0					
	外国語		70	70	70					
	小計	(h)	595	595	595	0	0	0		
特別の教科 道徳		35	35	35						
外国語活動										
特別活動		35	35	35						
自立活動		35	35	35						
小計	(i)	105	105	105	0	0	0			
総合的な学習の時間	(j)	50	70	70						
標準総授業時数	(g~j)=A	1015	1015	1015	0	0	0			

5 行事の年間計画（交通機関等を利用する校外学習名及び、特別支援学級単独の宿泊研修等のみを記入）					
月	日	行事名	月	日	行事名
6	15	円山登山へ行こう	9	13	学級宿泊学習(駒岡)
			2		スキー学習(フジ)

6 教科用図書について(令和4年度 児童生徒に給与する教科用図書)						在籍児童生徒数	人	合計	6人				
① 文部科学省検定済教科用図書(当該学年の通常の教科書)									0	人			
② 文部科学省検定済教科用図書(下学年の通常の教科書)									0	人			
③ 文部科学省著作教科用図書(特別支援学校知的障害者用: ☆本)									2	人			
④ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書: 絵本や図鑑等)									2	人			
①と②	0人	①と③	0人	①と④	0人	②と③	0人	②と④	0人	③と④	2人	3種類以上	0人

指導の形態で、各教科等を合わせた指導を行っている場合は、それぞれの内容ごとに年間の標準時数を記入します。

総合的な学習の時間は、4の「各教科等」に記入した時数と一致します。

各学年の標準総授業時数は、4の「各教科等」に記入した標準総授業時数と一致します。